

第 5 回 物流人材サービス特別セミナー 「物流人材サービスにおける働き方改革への対応」が 開催されました

平成 30 年 10 月 12 日 CIVI 研修センター日本橋（東京都中央区）において、当会物流部会（道上良司部会長）が、第 5 回「物流人材サービス特別セミナー」を開きました。=写真。全国各地から部会会員企業と発注先企業関係者など約 180 人の方にご参加いただき、事業の実務につながる労働法制の最新動向など、コンプライアンス意識のさらなる向上と知識を高めていただきました。



冒頭、道上部会長は「今年は各地で水害や地震といった自然災害に見舞われ、復旧、復興、物資輸送などに物流が果たす社会的インフラの重要性をあらためて認識した」と強調したうえで、「長時間労働の是正や雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保などを狙いにさまざまな法律が改正され、来春から順次施行されていく。特に、2020 年 4 月施行の改正派遣法では物流現場の雇用の実態をしっかりと踏まえた省令、指針が整備されることを期待しており、雇用の安定、処遇の向上に全力を挙げて物流業界の健全な発展を加速していこう」と呼び掛けました。

セミナーは、2 部構成で開催されました。

- ・ 第 1 部 講 師：東京労働局 近藤麻生子需給調整事業部長
 テーマ：「労働力需給調整事業の現状と課題」
- ・ 第 2 部 講 師：安西愈弁護士
 テーマ：「働き方改革関連法と平成 30 年 6 月の最高裁判決が物流人材サービスの人事労務管理に与える影響とその実務対応」



第 1 部では東京労働局管内の指導監督の状況や物流業界に関わる最近の行政処分 of 具体例などを説明いただきました。=写真。また、29 年度には相談・苦情件数は増加しており、派遣・請負の区分（二重派遣・偽装請負）、派遣元先の苦情処理、就労条件の明示、労働条件の相違、解雇・雇止め of 順で多いとのことでした。

第 2 部では、業界に精通している安西愈弁護士から（1）働き方改革法の目指すところ、（2）平成 27 年改正派遣法の施行後 3 年を迎えて派遣元・派遣先が直面する問題点と対策、（3）同一労働同一賃金を



めぐる法改正への対応、以上 3 つの視点から講演いただきました。

働き方改革については、労働時間の上限規制や有給休暇消化義務についても触れられ、物流業界と深く関わる外国人労働者の受け入れ等について、わかりやすく説明・見解を示していただきました。また、本年 6 月のハマキョウレックス事件・長澤運輸倉庫事件の最高裁判決を受け、今後の事業運営に役立つ対処法をわかりやすく示していただきました。=写真。

セミナーの締めくくりに荒内副会長は「物流部会は、労働法制の順守を徹底し、労働環境の変化に対応し、働く人の作業品質を高めていけば、働く人や会社の業績が上がり、日本が強くなる」と述べました。=写真。

物流部会は、2014年に業界8社でスタートし、現在は19社が参画しており、四半期毎の勉強会、月々の幹事会・分科会活動をとおして物流人材サービス業界の抱える課題を検討し、その対応策を共有して各社の事業展開に活かしています。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL: (03) 6721-5361 FAX: (03) 6721-5362